

平成28年3月18日

大阪府立病院機構

(連絡先)  
地方独立行政法人大阪府立病院機構  
本部事務局 中芝・秦  
代表：6692-1580 (直通)

## 急性期・総合医療センターにおける不適切な会計の事案について(報告)

このたび、急性期・総合医療センターにおいて、本来であれば病院会計に収納すべき金銭を個人で管理し、不適切に費消していた事案が判明しましたので、下記のとおりご報告します。

### 記

#### 1 経緯

- 平成27年11月、急性期・総合医療センター救急診療科A医師が管理する6口座が発覚。A医師は、平成21年4月に部長に就任した際、前任者であるB医師より6口座の引継ぎを受け、発覚にいたるまで救急診療科の予算として自ら管理してきたと説明。
- 以後、本部事務局及び急性期・総合医療センター事務局において調査を実施。

#### 2 調査概要

- 以下のとおり調査を実施

内 容	実施方法
聞き取り調査	・急性期C事務局、本部事務局により、関係者に聞き取り調査 ・関係者から上申書を提出
口座出入金調査	取引推移一覧表及び普通預金通帳の写し
支出内容調査	・A医師：帳簿、日記等をもとに作成した支出一覧表を提出 ・支出内容について、領収書、現物確認(10万円以上物品)、旅費支給記録、出勤簿等の調査 ・B医師：記憶に基づく支出内容を提出

- 調査及び処分の検討にあたって、以下の外部意見を聴取  
(1)調査方法・内容について、機構監事からの意見聴取  
(2)処分について、懲戒等審査会からの意見聴取

#### 3 調査結果

##### (1)口座の管理者(※いずれも名義はB医師)

- 平成17年11月～平成21年3月 救急診療科部長 B医師(H21.3 退職)
- 平成21年 4月 ～現 在 救急診療科部長 A医師

## (2)口座の性格

### ①救急救命士の病院実習に関する口座:2口座

病院として業務を受託しており、実習料は公費として収入すべき経費と認定。

### ②救急救命士の特定行為に対する医師の指示に関する口座:2口座

勤務時間中に職務として指示を行っており、指示料は公費として収入すべき経費と認定。

### ③救急救命士活動に関する医師による検証委員会への出席報酬に関する口座:2口座

医師個人の委員会出席に対する報酬であり、私費と認定。

## (3)出入金

➤ 公費と認定された口座の出入金の合計は次の通り。

H17. 11 残 高	H17. 11~H21. 3		H21. 3 残 高	H21.4~H27. 10		H27. 10 残 高
	入 金	出 金		入 金	出 金	
15,678,132	18,149,481	9,181,712	24,645,901	34,203,525	27,651,442	31,197,984

※単位:円

## (4)支出の内容

➤ 平成17年11月~平成21年3月(B医師管理の期間)

記録が残っておらず、コピー機リース費計1,100,617円を除いて、詳細の支出額は不明。  
提出資料によると、コピー機リース費の他に、研究費、通信費、備品費等に支出。

➤ 平成21年4月~現在(A医師管理の期間)

一部を除いて記録・記憶を基にした詳細の管理簿を提出。

主な用途	件数	金 額
救急関係医学書	140	5,233,599
院長主催会議お茶、懇親会費用補てん、業務関係者への土産・中元	130	3,219,905
コピー機のリース代金	2	3,079,534
医学関連学会の参加費	47	3,062,487
パソコン及び周辺機器、事務用品	45	3,056,859
医学関連学会の出張旅費	41	2,884,595
救急診療科雇用の非常勤職員への上乗せ賃金、及び講師への上乗せ謝金	16	2,163,640
DMAT(災害派遣医療チーム)活動関連物品	12	1,126,921
退職した職員が共同研究の筆頭著者であり、学会発表の招聘が不可欠である場合の旅費	7	989,600
院内外関係者への弔電供花	34	446,108
DMATで使用するイーモバイルの使用料	52	318,907
タクシー利用(緊急手術参集、対応困難患者送迎、手術後)検体搬送のバイク便	67	269,708
手数料	18	1,908
現 金	—	1,393,646
「カンファレンス等で使うため、デジカメ3台及びプロジェクター等を購入した」とのことであるが、現品が確認できないことから、不明金と扱う。	—	404,025
出金総額	611	27,651,442

※単位:円

#### 4 機構としての認定

##### (1) 会計の仕組みについて

- 本事案の収入の仕組みは、私的流用を目的とした不適切な現金捻出のために意図的に構築されたものとは認められないが、当該収入は本来、病院会計に入るべきものであり、不適切な会計処理である。
- 一方で、救急救命士への実習・指示はかねてから本仕組みによっており、現部長のA医師のみの責任・判断で行われたものではない。

##### (2) 支出について

- 支出に関しては、私的流用の事実は認められなかった。また、特定の業者からの物品等の購入の事実は認められなかった。
- B医師が口座管理者であった期間は、毎年度の支出額も200万円程度であり、概ね病院の支出ルールに適合する支出内容であったと推測される。
- A医師が口座管理者となった以降の支出について、支出内容が病院の支出ルールの範囲内に当たるものは手続きが不適切ではあるが適正な支出に準ずるものとみなし、範囲外に当たるものは、不適正な支出とする。(不明金は不適正な支出と扱う)

	件数	金額(円)
機構の支出ルールの範囲内とみなされるもの	359	18,530,013
機構の支出ルールを超えるとみなされるもの(不適正な支出)	252	9,121,429
合計	611	27,651,442

#### 5 処分

- 平成28年3月14日付けで、急性期・総合医療センターの救急診療科部長及び院長に対し、下記のとおり懲戒処分を実施。

被懲戒処分者	処分事由	処分量定
救急診療科部長 (50歳代)	故意に不適正な会計処理を行い、法人の金銭等を本来使用すべき目的又は用途以外の業務に使用することに当たり、職員就業規則別表第2の32の項に該当する。	減給 60分の1 (1月)
院長 (60歳代)	当該口座の存在を了知しつつ、会計処理の改善を怠ったこと、また、A医師に管理を任せるなど、院長としての指導・監督が不十分であったことから、適切な指導又は監督を怠ったときに当たり、職員就業規則第79条第1項に該当する。	

## 6 今後の対応

### (1)不適正な支出の返還

- 不適正な支出と認定された約910万円について、A医師、院長、B医師等からの返還を求める。

### (2)再発防止策

- 5センターを対象に適切な会計処理が行われているかの調査を実施、速やかに必要な改善を行う。
  - ①相手方の依頼(寄附も含め)に基づき、機構として試験、研究、研修、実習、指導などを行うもの。
  - ②外部機関(国や企業等)に申請して、補助金や助成金を受け機構において研究等を行うもの。 等
- 理事長名によるコンプライアンスと再発防止に向けた周知徹底と、職員に対するコンプライアンス教育を徹底。
- 重点的な内部調査の実施など、内部チェック体制の強化。